

件名【ABC 消費者情報 Vol. 54】

近所の家などで開かれる催眠商法(ハイハイ学校)に注意

洗剤や調味料などの景品を配って会場に人を集め、高額な健康食品や布団などを購入させるトラブルの相談が寄せられています。

■相談事例

業者が道で景品を配っていたので行ってみると、「人目につくので場所を変えよう」といわれ、近所の個人宅に連れていかれた。健康によいとすすめられたので、布団を購入することにした。業者が家まで布団を届けにきて、20万円近く支払った。冷静に考えると高額なので返品したい。

■注意点

はじめは無料で景品を配り、最終的に高額な商品売りつける商法です。人目につきにくい個人宅や空き店舗などに人を集めて、断りにくい雰囲気させます。

■アドバイス

○契約して8日間以内ならクーリング・オフ(無条件解約)ができます。8日を過ぎていても、契約の取消や解約ができる場合がありますので、あきらめずに消費生活センターへご相談を。

○無料の景品につられて、会場に出向かないようにしましょう。

○相談者の多くは高齢者です。地域における見守りが被害の未然防止につながります。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611